

地区計画区域内行為の届出（都市計画法第58条の2）の手引き

担当課及び問合せ先：横須賀市都市部都市計画課
〒238-8550 横須賀市小川町11番地
TEL：046(822)8304
e-mail：cip-pc@city.yokosuka.kanagawa.jp
HP アドレス http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp

地区計画の地区整備計画区域内で次に掲げる行為を行おうとする方は前もって届出を行う必要があります。

- (1) 土地の造成行為（開発許可が必要な行為は届出が不要です。）
- (2) 傾斜地又は擁壁面での工作物の建設行為
- (3) 樹林地及び草地を含む敷地での建築物の建築又は工作物の建設行為
- (4) 木竹の伐採
- (5) 湘南国際村地区内での建築行為
- (6) 条例制定されていない地区整備計画の事項に関する行為

1 届出の期限

届出書は行為に着手する日の30日前までに担当課に提出してください。

2 必要書類

届出に必要な書類は次のとおりです。都市計画課に1部提出してください。

添付図書は地区整備計画に適合していることを証するものとしてください。

1	届出書	地区計画（住宅地高度利用地区計画）の区域内における行為の届出書（変更届出書）
2	委任状	※届出を代理人が行う場合に必要です。
3	位置図	縮尺1/2,500以上の地形図等 ※方位、届出区域（赤枠表示）、道路及び目標となる土地建物等（駅、公共建物、河川等）がわかるものとしてください。
4	行為区域の求積図	縮尺1/1,000以上

(1) 土地の区画形質の変更を行う場合

次に掲げる図書を添えてください。

1	切土及び盛土の区域を表示した平面図	縮尺1/1,000以上
2	土地の縦横断面図	縮尺1/600以上 ※施行前と施行後の状況を明示したもの
3	公図の写し	※地目を明示したもの
4	設計図	縮尺1/100以上 ※やむを得ない場合は1/600以上

(2) 建築物の建築又は工作物の建設を行う場合

次に掲げる図書を添えてください。

1	配 置 図	縮尺 1/100 以上 ※やむを得ない場合は 1/600 以上
2	各 階 平 面 図 (建 築 物 に 限 る)	縮尺 1/50 以上 ※やむを得ない場合は 1/200 以上
3	2 面 以 上 の 立 面 図	縮尺 1/50 以上 ※やむを得ない場合は 1/200 以上
4	断面図、構造図及び 詳 細 図	縮尺 1/200 以上

(3) 木竹の伐採を行う場合

次に掲げる図書を添えてください。

1	行為区域を表示する図 及び現況植生を表示した図	縮尺 1/1,000 以上
2	行為の施工方法を 明らかにする図	縮尺 1/100 以上

3 そ の 他

届け出た内容が地区整備計画に適合しない場合には、設計の変更の指導や是正の勧告を行うことがあります。